

第22回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成28年4月27日(水)午後3時00分から午後4時15分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 14人
会長 8番 福村 正見
会長職務代理 5番 中井 悟
委員 1番 椿 新二 2番 山田 清隆
3番 向山 博 6番 安田 伸二
7番 親谷 隆 9番 高山 重人
10番 西元 道啓 11番 柳谷 要
12番 近藤 一祝 13番 天水さとい
14番 小川 秋人 15番 岩間 勇市
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
第1 会議録署名委員の指名について
第2 会期の決定について
第3 諸報告について
第4 議案第1号 現況証明願いについて
第5 議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
第6 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
第8 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画(案)について(追加)
第9 報告第1号 農地法第6条第1項の規定による報告について
第10 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく登記の嘱託について
第11 報告第3号 新農業者年金農業者老齢年金裁定請求について
第12 報告第4号 山麓地区農業委員会協議会通常総会並びに研修会について
第13 報告第5号 後志地方農業委員会連合会通常総会について
第14 報告第6号 地区別農業委員会会長・事務局長会議について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 伊藤 真澄
農地係長 上仙 知巳

7 会議の概要

事務局
(伊藤局長)

ただ今から第22回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。
最初に、福村会長からご挨拶を申し上げます。

福村会長

皆さんこんにちは、時節柄お忙しい中、また、天気の良い中総会に出席していただきましてありがとうございます。

天気が最近続いておりますので、育苗のほうも順調かなというふうに思っております。この育苗に関しては、苗が豊作ということで出来秋が期待されるところでございますけれども、問題は夏の天気ですね。そう言ったことで、皆さんの技術力を含めてですね、出来秋が迎えられれば良いと思っております。

また、地方連につきましてですけれども、先般、役員会と会長全員集まった中で、今回、共和町の工藤会長が勇退されまして、その後継ということで検討を何回も繰り返してきましたが、最終的には、仁木町の天野会長が選ばれまして、来年の7月まで改選期まで務めるということになりましたので、皆さんにご報告申し上げます。地方連もいろいろと局長にも苦勞かけまして、再三集まったのですが、やっと落ち着いたというところでございます。

今日は22回の総会ということでございまして、皆さんの慎重審議よろしくお願い申し上げます。簡単ですけれども、一言あいさつに代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

事務局
(伊藤局長)

ただいまの出席委員は、14名です。
定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
議事の進行を福村会長にお願いいたします。

福村会長

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程にしたがって進めて参ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

それでは、3番 向山委員と5番 中井委員を指名いたします。
日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。
これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

第21回の総会以降の諸般について、報告いたします。

- ・ 山麓地区農業委員会協議会総会及び研修会
- ・ 育苗施設安全祈願祭
- ・ 後志地方農業委員会連合会役員会及び総会
- ・ 第1回地区別会長・事務局長会議
- ・ 平成28年度農事組合長会議

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号現況証明願いについて、NO1からNO3について、調査員からご報告お願いいたします。

5番
(中井委員)

番号1番と2番の報告をさせていただきます。

まず1番から、字〇〇〇番〇〇の〇〇となっておりますが、場所は、国道〇〇を〇〇から〇〇のほうに少し向かっていきまして、右側に斜めに入る道を上がっていくと〇〇がありますけれども、その場所でございます。

書面のとおり、平成12年までは〇〇として使っていたようですが、今はもう管理されておらず、とても〇〇とは思えないほどで、笹もだんだん伸びているような状況でございます。また、現地確認には、農地専門委員会から向山委員長、近藤委員、山田委員、親谷委員、伊藤局長、上仙係長と地元ということで、私と柳谷委員、岩間委員で金曜日8時に集合して現地を見てまいりました。道路も悪く、乗用車も腹の底が問えるほどの道路の悪さでした。現地も見てまいりましたが、今後、〇〇としても〇〇として使う予定もなく、今後何とかの形で利用していただければと思います。また、今回4月ということで皆さんから意見がありました、もみ蒔きあるいはもみ蒔き後の管理で大変忙しく、時間がなく、皆さんの日程を設定するにあたりまして、局長さんには苦勞されましたので、今後は時間のあるような申請を行って

いただければなと思うところでございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、番号2番ですけれども、場所は、〇〇さんの車庫がありますけれども、その入口、〇〇さんの車庫に向かって右側の角でございます。平成2年まで〇〇として利用していたようでございますが、その後は盛り土をして、とても〇〇とは言えない、〇〇の一環として使っているような現状でございます。以上よろしくお願いいたします。

1番
(椿委員)

番号3番について、説明します。字〇〇〇番〇〇公募地目が山林。これについては、現在水田として一部、50%以上使っております。農地じゃないかなと思います。字〇〇〇番〇〇について、公募地目が山林で見たところ全てこの面積山林になっておりました。4月23日に向山委員と天水委員の3人で現地を確認してまいりました。以上で終わります。

議長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。議案第1号については調査員の報告を承認し、証明書を交付することとします。

日程第5、議案第2号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。NO1からNO5について、一括、上程します。

事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局
(上仙係長)

議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。平成28年4月27日提出、蘭越町農業委員会会長名。

その1、貸主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成25年8月1日から平成29年3月31日まで、農地法によるものでした。解約成立年月日と通知年月日は平成28年4月7日、土地引渡の日は、平成28年11月末日です。

解約の理由は、譲渡するため、解約するものです。

その2、貸主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は、字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成22年12月21日から平成32年12月31日までで、農地法によるものでした。解約成立年月日と通知年月日は平成28年4月5日、土地引渡の日は、平成28年5月5日です。

解約の理由は、契約内容を変更するため、解約するものです。

その3、貸主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は、字〇〇〇番〇〇外〇筆、畑が〇〇〇㎡、田が〇〇〇㎡です。契約期間は平成22年11月5日から平成32年11月4日までで、強化法によるものでした。解約成立年月日と通知年月日は平成28年4月12日、土地引渡の日は、平成28年4月26日です。

解約の理由は、経営移譲年金を受給するため、返還するものです。

その4、貸主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は、字〇〇〇番〇〇、畑で〇〇〇㎡です。契約期間は、平成15年4月30日から平成25年4月3日までで、農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成28年4月12日、土地引渡の日は、平成28年4月25日です。

解約の理由は、経営移譲年金を受給するため、返還するものです。

その5、貸主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は、字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は、平成18年11月29日から平成28年3月31日までで、農地法によるものでした。解約成立年月日と通知年月日は平成28年4月21日、土地引渡の日は、平成28年4月26日です。

解約の理由は、契約内容を変更するため、解約するものです。

議 長

それでは、NO1からNO5について、順次、地区担当委員の補足説明をお願いします。

5番
(中井委員)

NO1でございますけれども、後程議案第4号に出てきますので、その時、また説明させていただきたいと思います。よろしく

お願いいたします。

9番
(高山委員)

NO2の件です。また議案第4号に出てきますけれども、場所をまず言っておきたいと思います。〇〇〇さんから〇〇〇さんの方へ向かいまして、100メートルほど行った右側の土地であります。よろしくお願いいたします。

15番
(岩間委員)

NO3とNO4について、説明します。いずれも経営移譲年金を受給するための返還となります。NO3の〇〇〇さんと〇〇〇さんの場所は、〇〇の〇〇に上がっていく道路の左側と右側に位置している土地でありますので、よろしくお願いいたします。NO4につきましても、〇〇〇さんの住宅のすぐ手前にある一角、畑でありますのでよろしくお願ひします。

2番
(山田委員)

NO5の案件でございます。これは後程3号議案で出てきますので、その時説明いたします。よろしくお願ひします。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。本案について、原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

議案第2号については、原案のとおり受理することといたします。

日程第6、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。NO1からNO2について、一括、上程します。

事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局
(上仙係長)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の使用貸借権及び賃借権の設定をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。平成28年4月27日提出。

蘭越町農業委員長名。

その1、貸主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇、畑で〇〇〇㎡です。権利の区分は使用貸借権の設定です。貸付理由は、返還された農地を前借主の後継者に貸し付けるものです。成立する法律関係は使用貸借、価格は無償です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日です。期間は、農地法第3条許可の日から平成38年11月30日までの10年間です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第2項第1号全部効率利用要件としては、〇〇〇さんの世帯の農地は全て耕作されており、親の経営移譲に伴う契約の変更であり、今後も全て効率的に利用されるであろうと判断いたしました。第2号から第7号については記載のとおりです。

その2、貸主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸付理由は、契約内容を変更して、農地の貸し付けをするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日です。期間は、農地法第3条許可の日から平成38年11月30日までの10年間です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第2項第1号全部効率利用要件としては、〇〇〇さんの経営する圃場は全て耕作されており、契約内容の変更であり、所有する農機具や労働力からみて、今後も全て効率的に利用されるであろうと判断いたしました。第2号から第7号については記載のとおりです。

以上のことから、その1、その2については許可相当であろうと事務局では判断いたしました。

議 長

それでは、NO1からNO2について、順次、地区担当委員の補足説明をお願いします。

15番
(岩間委員)

NO1ですけれども、先ほどの〇〇〇さんの後継者ということで、場所につきましては、先ほど申し上げたとおりですので、よろしくお願いたします。

2番
(山田委員) 案件2番でございます。〇〇〇さんと〇〇〇さんですけれども、場所的には〇〇から堤防沿いに入った、〇〇〇さんのうちの横でございます。内容は事務局説明のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議 長 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員 ありません。

議 長 質疑なしと認めます。本案について、原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 議案第3号は、原案のとおり決定し、許可を与えるものいたします。

日程第7、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。NO1からNO9について、一括、上程します。

事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局
(上仙係長) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。平成28年4月27日提出。蘭越町農業委員会会長名。

その1、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は、字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも平成28年12月1日、対価の支払期限は平成28年11月末日です。価格は総額で、〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で字〇〇〇番〇〇は〇〇〇円、字〇〇〇番〇〇は〇〇〇円です。譲渡理由は、離農するため、農地を売却するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件

としては、経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力から、全ての農地について効率的に利用されるであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

その2、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は、字〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも平成28年11月1日、対価の支払期限は平成28年10月末日です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇円です。譲渡理由は、離農するため、農地を売却するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力から、全ての農地について効率的に利用されるであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

その3、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は、字〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも平成28年11月1日、対価の支払期限は平成28年10月末日です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇円です。譲渡理由は、離農するため、農地を売却するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力から、全ての農地について効率的に利用されるであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

その4、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は、字〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成28年5月9日から平成33年5月8日までの5

年間です。価格は、総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、今後においても全ての農地について効率的に利用されるであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

その5、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は、字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成28年5月6日から平成37年12月31日までの10年間です。価格は、総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。

その6、利用権の設定等を受ける者は、同じく字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は、字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成28年5月6日から平成37年12月31日までの10年間です。価格は、総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

その5と6の〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、今後においても全ての農地について効率的に利用されるであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

その7、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は、字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成28年5月6日から平成32年12月31日までの5年間です。価格は、総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇円です。貸付理由は、契約内

容を変更して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、契約内容の変更であり、今後においても全ての農地について効率的に利用されるであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

その8、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は、字〇〇〇番〇〇外〇筆、畑で〇〇〇㎡、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成28年5月6日から平成37年12月31日までの10年間です。価格は、総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、畑で〇〇〇円、田で〇〇〇円です。貸付理由は、返還された農地を前借主の後継者に貸付するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、〇〇〇さんの世帯の農地は全て耕作されており、親の経営移譲に伴う契約の変更であり、今後においても全ての農地について効率的に利用されるであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

その9、利用権設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、畑で〇〇〇㎡、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成28年5月6日から平成38年5月5日までの10年間です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、畑で〇〇〇円、田で〇〇〇円です。貸付理由は、耕作できないので、〇〇〇さんに農地を貸し付けし、担い手へ集積を図るものです。

以上のことから、その1からその9については、適正であろうと事務局では判断いたしました。

議 長

それでは、NO1からNO9について、順次、地区担当委員の補足説明をお願いします。

5番
(中井委員)

NO1からNO3まで、いずれも〇〇〇さんの土地でございますので、関連がございますので続けて説明させていただきます。

1番の〇〇〇さんと〇〇〇さんの件ですけれども、字〇〇〇番〇〇につきましては、先ほど解約された土地でございます。先ほど水張〇〇〇円と申し上げさせていただきましたけれども、〇〇のある山側の土地でございます、非常に水はけが悪いということで〇〇〇円という価格を設定させていただきました。その他につきましては、〇〇〇円という形をとらせていただきました。いずれにいたしましても、それぞれ〇〇〇さんの隣接地、〇〇〇さんの隣接地、〇〇〇さんの隣接地ということで、今回買っていただくこととなりました。これでまた農家が1件無くなるということで、たいへん残念ですけれども、歳には勝てないということで、このような形をとらせていただきました。よろしく願いいたします。

10番
(西元委員)

番号4番、〇〇〇さんと〇〇〇さんの件ですけれども、内容は事務局の説明のとおりです。場所に関しましては、〇〇から〇〇に向かって行かまして、〇〇に行く方と〇〇に行く方のところのY字のちょうど真ん中になります。賃借料的には安いのですが、細長く三角で面積も狭いということで、このような形になりました。よろしく願いいたします。

14番
(小川委員)

5番6番の案件でございます。〇〇〇さん〇〇〇さん、それから〇〇〇さん〇〇〇さん、内容といたしましては、事務局の説明のとおりです。契約を変更して貸し付けるということでございます。場所といたしましては、〇〇のほうに大きい沼がありまして、その後ろ側のほうにあります。また、もう一方は細長く〇〇まで伸びているところでございます。よろしく願いいたします。

9番
(高山委員)

番号7ですけれども、先ほど議案2号で解約した土地であります。後は事務局の説明のとおりです。よろしく願いいたします。

15番
(岩間委員)

番号8番ですけれども、〇〇〇さんと〇〇〇さんの内容は事務局の説明のとおりです。場所につきましては、先ほど申し上げました、〇〇〇さんの元の家のある土地の一段と〇〇に上っていくところの一番端にある水田であります。よろしく願いいたします。

引き続き9番ですけれども、内容につきましては、事務局の説明のとおりです。〇〇〇さんと〇〇〇さんの案件であります。場所につきましては、〇〇から〇〇を真っ直ぐ上がって行きまして、〇〇〇さんの住宅があります。〇〇〇さんの住宅の前を通過して道路があるのですが、沢の方に降りていけば両サイドにある土地でありますので、よろしく願いいたします。

議 長 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員 ありません。

議 長 質疑なしと認めます。本案について、異議のないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 議案第4号は、原案のとおり、決定し、その旨町に通知いたします。

 日程第8、議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画（案）についてを議題とします。NO1について、上程します。

 事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局
(伊藤局長) 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画（案）について 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画（案）の提出にあたり、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用配分計画（案）の適否について、議決を求める。平成28年4月27日提出。蘭越町農業委員長名。

 その1、権利の設定を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、権利の設定をする者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん。土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆で、畑が〇〇〇㎡、田が〇〇〇㎡です。利用権設定の種類は、賃借権設定です。成立する法律関係は賃貸借、期間は平成28年6月16日から平成31年5月5日までの3年間です。価格は総額で畑が〇〇〇円、田が〇〇〇円となります。借り受けの理由としては、経営規模を拡大し、経営の安定化を図るものです。この土地については、先程説明がありまし

たように、中間管理事業を利用しての借り受けとなりますが、この土地は、〇〇地区になりますが、中間管理事業では丘陵地区として位置づけております。ここの近辺で、借受者が昨年5月と9月の借り受け申込みが出ている人達の中で、この近隣の方がいなかったという事もありまして、〇〇〇さんは、先程岩間委員から説明がありました、〇〇を通じて、〇〇の方へ通作しておりますので、その道沿いにある土地を借り入れしていただくこととなりましたので、よろしく願いいたします。

議 長 NO1について、地区担当委員の補足説明をお願いします。

15番 (岩間委員) 番号1番の件です。内容につきましては、ただ今、局長が説明したとおりです。場所は、先程説明しました、〇〇〇さんの土地ですので、よろしく願いいたします。

議 長 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

10番 (西元委員) 勉強不足といいますか、勝手な認識違いだったのかもしれませんが、中間管理機構を通す場合、中間管理機構の事務手数料分、賃貸借の件で上乗せすると覚えているような気がするのですが。たまたま同じ人の全筆動いているのですが、金額が同等なのですよ。そうした場合、記憶違いだったら申し訳ないのですが、手数料はどのような風な形で、捻出されるのですか。

事務局 (伊藤局長) 中間管理機構を通した場合、借受者も貸付者もそれぞれ手数料を支払います。今回は賃料の中から、それぞれ支払いを差し引かれての受け渡しになります。ということは、〇〇〇さんが機構から〇〇〇円の合計額をもらうべきなのですが、そこから1%と消費税分が差し引かれます。そして〇〇〇さんも払う時に手数料として1%と消費税分を払います。それぞれの契約金額とは別のものになります。〇〇〇さんは賃料〇〇〇円を払うのですが、その他に〇〇〇円手数料と消費税を払うということになります。

10番 (西元委員) 農業委員会が中間管理機構を通して農地をあっせんする場合、貸される側、例えば反1万円で農地を貸したいという人がいたとしても、そこからも1%プラス消費税分は減額されるということですか。

事務局
(伊藤局長)

そうです。

10番
(西元委員)

契約はあくまで1万円で中間管理機構と契約しながら、手数料として中間管理機構に1%プラス消費税分を払うという形。

事務局
(伊藤局長)

貸し付け側は、差し引かれて中間管理機構から入ってきます。

10番
(西元委員)

払われる側に先に差し引かれると。その土地を借りる方も、1%。

事務局
(伊藤局長)

上積みして口座に納付することになります。

10番
(西元委員)

上乗せして、ということは〇〇〇さんの場合だと〇〇〇円プラスアルファ。

事務局
(伊藤局長)

〇〇〇円プラス〇〇〇円と消費税分を上積みして、機構へ払います。

10番
(西元委員)

上積みで。中に含まれるのではなくて。農業委員会で出された数字に上乗せされるということですね。

事務局
(伊藤局長)

はい。

10番
(西元委員)

貸す方は、農業委員会で示された数字から1%と消費税分を手数料で中間管理機構へ支払うという考え方ですね。

事務局
(伊藤局長)

はい。

10番
(西元委員)

ありがとうございました。

議長

その他、ありませんか。

全委員	ありません。
議 長	質疑なしと認めます。本案について、異議のないものとして決定してよろしいでしょうか。
全委員	異議なし。
議 長	議案第5号は、原案のとおり、決定し、その旨町に通知いたします。 日程第9、報告第1号農地法第6条第1項の規定による報告について、事務局より報告願います。
事務局 (上仙係長)	報告第1号 平成28年3月25日付けで、〇〇〇から平成26年4月1日から平成27年3月31日事業年度の農業生産法人報告書の提出がありました。内容を審査した結果、記載のとおり要件を満たしておりましたので、報告します。
議 長	日程第10 報告第2号農業経営基盤強化促進法に基づく登記の嘱託について、事務局より報告願います。
事務局 (上仙係長)	報告第2号 平成28年2月2日公告の、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さんから、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さんへの所有権移転登記を平成28年3月31日に完了しましたので報告いたします。
議 長	日程第11 報告第3号新農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局より報告願います。
事務局 (上仙係長)	報告第3号 字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さんの新農業者年金農業者老齢年金裁定請求書を、平成28年4月13日付けで、農業者年金基金に提出しましたので報告します。
議 長	日程第12 報告第4号山麓地区農業委員会協議会通常総会並びに研修会について、事務局より報告願います。
事務局 (伊藤局長)	4月8日に倶知安町で開催されました、山麓地区農業委員会協議会の総会と研修会について報告いたします。

出席は、会長と中井代理、椿委員、安田委員、事務局から私と係長の2名、計6名で出席しております。総会の中では、平成27年度の事業報告、収支決算、監査報告をそれぞれ可決いただきまして、28年度事業計画案と収支予算案について、可決されてきております。今年度については、喜茂別町で山麓地区農業委員会委員研修会が行われることも確認されてきております。時期としては、まだはっきりとはいたしませんけれども、7月の終わりにから8月のはじめぐらいにやりたいと、喜茂別町の会長さんをご挨拶の中で、おっしゃってございました。

引き続きまして、研修会があったわけなのですが、変わる農業委員会法と農地法についてということで、皆さんのお手元に資料を配らせていただきました。北海道農業会議の乾事務局次長が講師として、この4月1日から変わりました、農業委員会法と農地法について、まとめられておりましたので、皆さん承知のこととは思いますが、もう一度見ていただければと考えましたので、今回これを資料として配布させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

議長

それぞれ、いま報告のあったとおり、資料がいつていますので、随時皆さんの方で読まれていただきたいと思います。

日程第13 報告第5号後志地方農業委員会連合会通常総会について、引き続き、日程第14 報告第6号地区別農業委員会会長・事務局長会議について、関連がありますので、一括、事務局より報告願います。

事務局
(伊藤局長)

4月12日に倶知安町で後志地方農業委員会連合会通常総会がありまして、会長と共に出席してまいりました。先程の会長のご挨拶にもありましたけれども、これまで、共和町の工藤会長が今回退任されるということで、地方連の役員会を5回ほど開いて、後任の会長の選考にあたってきましたけれども、役員会提案ということで仁木町为天野会長を推薦ということで、総会の中で承認されております。総会の中では、それぞれ人事異動に伴い事務局長の変更などもありまして、一言ずつご挨拶をいただいております。今年度は、黒松内、京極、岩内、仁木、余市、12月からですが共和と6名の事務局長さんが変更になっています。その後、会長が選出されまして、一般社団法人北海道農業会議の理事候補者についても、天野会長を推薦するという承認をしております。

ます。平成27年度の事業報告、収支決算、発展強化基金の積立状況が可決されております。議案第6号として、発展強化基金の処分が提案されましたが、全国会長大会に予算をつけていない町村の会長さんの分1名について、地方連で負担をしようということで27万123円今回処分しまして、残額の100万円をそのまま積み立てるということで、承認されています。平成28年度の事業計画案と収支予算案についても承認をされたところでございます。引き続いて、地区別農業委員会会長・事務局長会議が開かれまして、その中では、5月25日・26日に北海道選出国会議員要請集会と全国農業委員会会長大会がありまして、それに合わせて4区選出の国会議員への要請集会も行われるのですが、その内容についての確認、後志から出た部分での確認、それらを承認してきていますが、詳細の内容については、今後農業会議の理事会と常設審議会で検討し、当日に向けていくということで確認をしてきています。今回はそれがメインでした。改正農業委員会法の施行の状況などについては、ご承知のとおりでございます。今回の改選の中で、来年の7月がほとんどの農業委員会、後志管内もほとんどの農業委員会が改選になるのですが、共和がご承知のとおり3月末をもって任期がきれまして、4月1日から新体制になりました。共和については、農地利用最適化推進委員は置かなくてもいいようになっていきます。山麓で言えば喜茂別だけが10月の公告からもれていまして、今回見直しして何とかするのはないかという話もあるのですが、この説明の中では、いつ公告がされるか分からないし、いつの数字を使われるか分からないので、ちょっと安易にはできないのだということで説明がありました。蘭越の場合も、今は置かなくてもいいということでの公告になっていきますが、来年の改選に向けて、その公告に、また、多分されるであろうという中では、担い手への集積地では十分クリアしているのですが、耕作放棄地がこれ以上増えると危ない状況にもなってきますので、少しでも減らしていくような事をしていく必要があるだろうと、事務局のほうでも再認識をして参りましたので、皆さんにもよろしくお願ひします。

議 長

次に、資料には載っていませんが、蘭越町農業振興プロジェクト会議から報告があるようでございますので、西元委員よろしくお願ひします。

10番
(西元委員)

前回の総会でプロジェクト委員会のほうで決まった内容をお話しさせてもらいましたけれども、先日、町長のところに委員長と私と行きまして、町のほうに答申してまいりました。簡単な内容だけご説明いたしますと、町のほうで特裁の確認申請者をお願いしたいということと、町のほうにらんこし米のブランド化を図るべく組織を作ってください、らんこし米というものがより一層高く売れるような努力を、どのような形でしていけば良いか協議をしてもらおう組織を作ってもらいたいというような、本当に簡単に説明しますが、そのような内容で町長をお願いしてまいりました。

議長

ありがとうございます。特裁の関係をもう少し詳しくお願いします。

10番
(西元委員)

基本的には、ブランド化を図るために、確かにらんこし米は、ある意味ひとつブランドになっているのですが、なっているようでなかなか価格に反映されてこないということで、どのような形でブランド化を図っていくことが、農家に対して、よりキックバックが多いというか、高い米になるのかという絡みの中で、特別栽培米やイエスクリーンだと、いまの現状でも多少の価格が通常の米よりは貰えると、ただし全部が全部じゃありませんけれども、そういう米を作っていくながら、普通の米よりも少しでも高い、単価がとれるような形、そのためにはどうすることが重要なのかということも協議していただく協議体を作ってもらうことと、蘭越でやられている特裁に関しては、今のところ確実に申請者が一本化されていない状況なので、町のほうに一本化してもらって、他町村の方がらんこし米として特裁やっていますよと言ったら、町のほうに電話を掛けて、どのような形、蘭越町で生産される特裁という米はどのような形で成されているのですかという内容を聞きたいなと思った場合、町のほうに電話をしていただければ、確認者なりがいれば即答できると、蘭越町ではこういう形、システムの中で特裁をやっていますと。すぐ消費者が安心できるのではないかとということで、確認申請者自体をぜひ町に置いて、もしそういう質問なりがあった場合、即時対応してもらっていただきたいという絡みもあるものですから、町長をお願いしてまいりました。

